

指定障害福祉サービス事業者	御中
指定障害者支援施設設置者	御中
指定特定相談支援事業者	御中
指定障害児相談支援事業者	御中

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

令和3年4月1日付けの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について(通知)

令和3年度の報酬改定により、令和3年4月1日付けで加算の新設や、既存の加算の算定要件の変更等が行われます。

つきましては、令和3年4月1日付けでの新たな加算の算定や、算定している加算の区分変更、加算の取り下げを行う場合は、報酬改定に係るものかどうかにかかわらず、下記の要領で加算届をご提出ください。

記

1 本通知の対象となる事業所

- ・ 障害福祉サービス等事業所（障害者支援施設を含む。以下同じ。）
- ・ 計画相談支援事業所
- ・ 障害児相談支援事業所

2 令和3年4月1日付け加算届の取扱い

下記のホームページに記載しているとおり取り扱いますので、必ず内容を十分ご確認ください、ご対応いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021022400041/>

3 提出書類（事業所ごとに作成してください）

(1) 障害福祉サービス等事業所

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ③誓約書（令和3年4月1日加算届用）
- ④加算届連絡票
- ⑤返信用定型封筒（切手貼付） 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。

(2) 計画相談支援事業所

- ①計画相談支援費・障害児相談支援費算定に係る体制等に関する届出書
- ②計画相談支援費の算定に係る体制等状況一覧表
- ③計画相談支援 誓約書(令和3年4月1日加算届用)
- ④加算届連絡票
- ⑤返信用定型封筒（切手貼付） 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。

(3) 障害児相談支援事業所

- ①計画相談支援費・障害児相談支援費算定に係る体制等に関する届出書
- ②障害児相談支援費の算定に係る体制等状況一覧表
- ③障害児相談支援 誓約書(令和3年4月1日加算届用)
- ④加算届連絡票
- ⑤返信用定型封筒（切手貼付） 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。

※提出書類の様式については、以下の柏原市ホームページからダウンロードしてください。

「【障害福祉サービス事業者等】令和3年4月1日付け加算届出様式」

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021032500069/>

※電話での問い合わせに対応できるよう、提出書類はコピーを取っておいてください。

4 提出方法

下記「問い合わせ・提出先」までメール、郵送にて提出してください。

5 提出期限 **令和3年4月15日(木) 厳守 消印有効**

(通常は算定月の前月15日までに届出が必要なサービスについても、4月15日まで締め切りが延長されています。)

6 留意事項

(1) 届出が必要な加算等について

令和3年度報酬改定に伴い、新設・区分の変更等のある加算等の項目は、体制等状況一覧表に着色しています。各事業所にて算定要件を必ず確認のうえ、該当事項の前の番号に○印をつけて届出してください。届出なし又は記載がない場合は、「なし」(当該加算等の算定ができない)と取り扱います。

着色されていない既存の加算等については、4月1日付けで変更があるもののみ記入してください。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、新設・区分の変更等のある加算等の項目はありません。既存の加算の加算区分に変更がある場合のみ提出してください。

(2) 報酬改定に伴う加算等の算定要件について

加算等を届出する場合は、必ず、算定要件をご確認ください。後日に算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては、変更後の「算定基準」等にご確認ください。

(3) その他

令和3年度報酬改定について厚生労働省から告示や解釈通知、Q&Aなどが発出されたら、柏原市福祉指導監査課ホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

柏原市福祉指導監査課ホームページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021012900179/>

【問い合わせ・提出先】

〒582-8555 柏原市安堂町 1-55

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

TEL 072-971-5202

FAX 072-971-1801